

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年9月28日（令和5年（行情）諮問第861号及び同第862号）

答申日：令和5年12月25日（令和5年度（行情）答申第580号及び同第581号）

事件名：統合幕僚長指示一覧の一部開示決定に関する件
統合幕僚長指示一覧の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる4文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年8月28日付け防官文第13684号及び平成31年3月8日付け同第3797号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手

続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2 (原処分2について)

アないしオ 上記(1)アないしオのとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成30年8月28日付け防官文第13684号及び平成31年3月8日付け同第3797号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年又は約4年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し(他にも文書が存在するものと思われる)」として、電磁的記録形式の特定及び明示を求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

アないしウ 上記(1)アないしウのとおり。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 上記(1)オのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年9月28日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第861号及び同第862号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月27日 審議（令和5年（行情）諮問第861号）
- ④ 同年12月18日 令和5年（行情）諮問第861号及び同第862号の併合、本件対象文書1の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象文書の紙媒体の特定及び本件対象文書1の不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

- (1) 本件対象文書の作成方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書については、発簡した文書に関する情報を、表計算ソフトを用いて順次記入し、電磁的記録とし

て作成したものである旨説明する。

(2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書は、発簡した文書の発簡番号、文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、発簡された文書に関する件名等の情報が発簡されるごとに順次記入されているものであることが認められ、表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(3) このような本件対象文書の作成方法や様式に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書1の不開示部分は、いずれも自衛隊の運用に関する情報を含む文書の件名の一部であることが認められる。

原処分1において一覧表記載の各文書の作成日付が開示されていることからすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、各文書の作成時点における自衛隊の運用に係る態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書1につき、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「統合幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（期間は2018年1～6月末）。
- (2) 「統合幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（期間は2016年1月～2018年12月末）。

2 本件対象文書

- 文書1 統合幕僚長指示一覧
- 文書2 統合幕僚長指示一覧（平成28年）
- 文書3 統合幕僚長指示一覧（平成29年）
- 文書4 統合幕僚長指示一覧（平成30年）

別表

本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	統合幕僚長指示第 8 号，第 9 号，第 11 号，第 14 号，第 17 号，第 20 号，第 22 号，第 25 号，第 27 号，第 31 号及び第 34 号の件名のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	統合幕僚長指示第 2 号，同第 3 号，同第 4 号電，同第 6 号電，同第 9 号電，同第 12 号電，同第 14 号電，同第 17 号，同第 21 号，同第 24 号電，同第 30 号電，同第 36 号電，同第 37 号，同第 39 号電，同第 41 号電，同第 42 号電，同第 44 号，同第 47 号，同第 48 号，同第 60 号，同第 61 号電，同第 62 号，同第 64 号電，同第 66 号電，同第 69 号電，同第 70 号，同第 73 号電，同第 75 号電及び同第 78 号電のそれぞれ件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 3	統合幕僚長指示第 2 号電，同第 5 号電，同第 11 号電，同第 12 号電，同第 15 号，同第 16 号，同第 23 号電，同第 29 号電，同第 31 号電，同第 36 号電，同第 37 号電，同第 40 号，同第 41 号，同第 45 号，同第 46 号，同第 48 号，同第 50 号電，同第 53 号電，同第	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

	54号電，同第55号電，同第58号電及び同第64号のそれぞれ件名の一部	
文書4	統合幕僚長指示第8号，同第9号，同第11号，同第14号，同第17号，同第20号，同第22号，同第25号，同第27号，同第31号，同第34号，同第35号電，同第41号電，同第46号電，同第48号，同第55号，同第62号電，同第63号電，同第71号，同第74号及び同第80号のそれぞれ件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。